

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動活動ガイドライン

※このガイドラインは、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります

★同居家族又は園児が、コロナ陽性が判明した、または濃厚接触者と特定された場合
 ★その他感染が疑われるような状況・不安がある場合など
 速やかに下記（園長）まで連絡下さい。
 電話⇒ 0544-24-5541 メール⇒ info@rci.ed.jp（24時間受付可）

令和2年5月14日策定
 令和3年8月17日改定



警戒レベル	基準	具体的な要件例	開園状況	保育内容	検温の実施	マスクの着用	手指の消毒	バス利用	保護者の出入り	来訪者の出入り	課外教室	その他の出入り	教職員の勤務
0 通常													
1 制限(小)	富士宮市または県内に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	・富士宮市に感染者が発生 ・県内に感染者が発生	配慮して実施	手洗いうがいの励行 換気	検温実施後、登園（検温カード等） 検温モニターによるチェック	園児→任意 教職員着用※必要に応じて着脱 保護者要請	石鹸による手洗いの励行 食事前、電解水（次亜塩素酸水）による消毒手洗い	安全に配慮し窓を開けて運行 座席を離す	玄関にて手指消毒要請 マスク着用要請 検温モニターによるチェック	マスク着用 検温モニターによるチェック	配慮して許可	配慮して許可	通常勤務
2 制限(中)	富士宮市内で感染者が拡大し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合 又は 感染拡大防止のため市から登園自粛要請をされた場合	・富士宮市で感染者が拡大 ・学校の休校措置 ・市からの要請	全園児に対し 制限保育 又は ・1号（新2号含む）→ 休園 ・2、3号 → 自粛要請	上記に加え ・行事の変更 ・集団活動の制限 ・屋内活動の制限	検温実施後、登園（検温カード等） 検温モニターによるチェック 登園時体温が高い場合、保育利用不可	園児→任意 教職員着用※必要に応じて着脱 保護者要請	石鹸による手洗い実施 食事前、電解水（次亜塩素酸水）による消毒手洗い	休園時、バス運行中止	玄関にて手指消毒要請 マスク着用要請 検温モニターによるチェック 保育室内への立入禁止	マスク着用 検温モニターによるチェック	配慮して実施又は 休園時は原則中止 但し教室と園との協議により実施する場合もある	教育実習、見学者の制限	交代勤務 自宅勤務
3 制限(大)	園関係者のコロナ陽性が確認、または濃厚接触者に特定され、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合 又は 感染拡大防止のため市から休園要請された場合	・園関係者のコロナ陽性者が判明または濃厚接触者に特定された ・富士宮市で感染者が拡大 ・市からの要請	全園児又は一部園児休園 休園時、場合によって保育の必要な方のみ 承認保育 ※富士宮市の対応フローに従う	上記に加え ・人数制限	検温実施後、登園（検温カード等） 検温モニターによるチェック 登園時体温が高い場合、保育利用不可	園児→任意 教職員必須 保護者必須	上記に加え 必要時アルコールによる手指消毒の実施	運行中止	玄関にて手指消毒必須 マスク着用必須 検温モニターによるチェック 体温が高い場合、屋内立入禁止	出入り禁止 ※玄関対応可	中止 但しリモート教室が可能な場合はリモートにて実施	関係者以外出入り禁止	制限勤務（必要最小限の保育士配置で勤務）
4 活動の原則停止	園を閉鎖せざるを得ない場合	・園でクラスターが発生 ・市からの閉鎖要請および閉鎖指示	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖

<保育の利用について>

- 制限保育・・・感染予防または感染拡大防止のために、できる限り家庭で園児をみるようにしてください。登園する場合は感染症に罹患する可能性が高いことを了承する。
- 自粛要請・・・両親の就労などで家庭保育ができない場合のみ園を利用することができます。
- 承認保育・・・医療従事者など、保育の必要な方を園で承認させていただき、保育士配置で可能な人数を受け入れます。それ以外の園児は保育利用不可。保育利用の際は園の承認制となります。

<マスク着用について>

園児は、長時間の着用には耐えられないこと、外したマスクを他の子が触る（着ける）可能性があること、自分で管理ができないことから任意とします。なお園児の任意着用の場合、教職員が着用の管理は働きません。教職員は、乳幼児の場合、先生の動きを見て発語や食事の発達が促される面があることから必要に応じて着脱します。